

医療法人等に係る法人事業税 申告書添付書類の記載要領 (経費配分方式)

この申告書添付書類（医療第2表、医療第3表及び医療第3表の各付表）は、医療法人等（※注1）が、法人事業税の確定申告書及び修正申告書を提出する際に、地方税法第72条の23第1項ただし書の規定（医療法人等の課税標準の算定の方法）により、医療事業に係る法人事業税の社会保険診療に係る所得を経費配分方式（※注2）で計算する場合に作成し、法人事業税の課税標準額計算の内訳として、併せて提出するものです。

なお、この添付書類を提出する法人は、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書（地方税法施行規則第6号様式）㉔から㉗欄（所得金額の計算欄）、所得金額に関する計算書（同規則第6号様式別表5）の各欄について、前記添付書類で計算されることとなりますので、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書の㉔から㉗欄の記載及び所得金額に関する計算書の提出は必要ありません。

ただし、社会保険診療に係る所得とそれ以外の所得を区分して経理している医療法人等にあつては、所得の区分計算明細書を添付し、また、租税特別措置法第67条第1項（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける医療法人等にあつては、「特例適用法人」と申告書に記入してそれぞれ申告してください。（この場合は、地方税法施行規則による所得金額に関する計算書の提出は必要ですが、前記添付書類の提出は必要ありません。）

※注1 「医療法人等」とは、下記のことをいいます。

- ① 医療法第39条に規定する医療法人
- ② 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）
ただし、農業協同組合連合会が設置する医療施設のうち、医療施設に係る医療収入金額に占める各種社会保険診療の収入金額の割合が、常時30%以下であるものとして都道府県知事が認めたものについては、この医療施設から除く。
- ③ 医療事業を行う公益法人等（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。）
- ④ 医療法人設立を目的とする医療事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

※注2 「経費配分方式」とは、医療原価などの経費を社会保険診療収入金額によりあん分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法です。

1 添付書類の記載方法

社会保険診療に係る所得金額、社会保険診療以外の医療に係る所得金額及び医療以外の所得金額のそれぞれの記載に当たっては、各々区分可能なものについては、それぞれの金額を該当する区分に応じて記入して、区分の困難な共通経費については、その金額を収入金額に占める社会保険等医療の収入金額であん分して計算のうえ記載してください。

2 添付書類の記載順序

下記の順序によって、計算のうえ記載してください。

- (1) 収入金額の明細書 (医療第3表付表1)
- (2) 医療原価等の明細書 (医療第3表付表2)
- (3) 損益区分書 (医療第3表)
- (4) 課税所得金額計算書 (医療第2表)

3 各表の用語の定義及び記載内容

(1) 各表に共通な用語

ア 「社会保険診療分の収入金額」

地方税法第72条の23第2項に規定する法人の事業税の課税標準の算定の特例の適用対象となる医療をいいます。

なお、介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療収入に含まれるものは次のものに限られ、それ以外は「その他一般」に区分してください。

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び指定介護療養施設サービス

※注 全額自己負担となる居住費・食費（食材料費と調理費）・滞在費は「その他一般」に記載し、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」及び「特定入所者介護予防サービス費」についても「その他一般」に記載してください。

イ 「その他の医療等に係る収入金額」

労働者災害補償保険法に基づく医療等、前記ア以外の医療等をいいます。

ウ 「その他の収入金額」

電気、ガス等使用料に係るもの等、前記ア及びイ以外のものをいいます。

エ 「あん分率」

社保等医療、その他の医療等及びその他に区分困難な医療器械の減価償却費等の共通経費又は損金の額に算入した法人税額等、税務計算上調整される共通額をあん分するための率（「収入金額の明細書」の「あん分の基礎」で計算したア又はイをいいます。）

※注 以下、前記「社保等医療」と「その他の医療等」を合わせて「医療事業」といいます。

(2) 記載内容及びそれぞれの用語

ア 収入金額の明細書（医療第3表付表1） （※別紙1及び別紙2参照）

損益計算書の収入金額を、この表で区分のうえ記載してください。

(7) 「社会保険診療分の収入金額」

前記(1)アにいう収入金額を、各区分欄に従って記載してください。

この場合、査定損益があるときは、当該損益を当期の収入金額に加算又は減算するので、この欄に記載してください。

(1) 「その他の医療等に係る収入金額」

前記(1)イにいう収入金額を、各区分欄に従って記載してください。

⑦ 「健康診断・予防注射等・受託医療収入」

学校又は事業所等の契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入金額

⑧ 「嘱託収入」

受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることによる収入金額

(2) 「その他の収入金額」

前記(1)ウにいう収入金額を、各区分欄に従って記載してください。

⑨ 「あん分率算定除外分」

資産の売却益等の収入金額及び経費等として前年度以前の決算において損金の額に算入したものの戻入等の収入金額又はこれらに準ずるもの

⑩ 「その他一般」

上記⑨以外の収入をいいます。

a 「生産品等販売収入」

作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことによる収入金額をいいます。

b 「商品販売等附帯事業収入」

医療事業とその他の事業とを併せて行っている場合は、原則として、それぞれの事業ごとに所得等を算定するものであるが、その他の事業が、医療事業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なものであり、かつ、医療事業の附帯事業として行われているものにあつては、当該収入金額及び経費をそれぞれ医療事業の収入金額及び経費に含めて所得等を算定する。

なお、軽微なものであるかどうかの判定は、その他の事業の売上金額が医療事業の総収入金額の1割程度以下であり、かつ、その事業の経営規模においても、これを独立の事業として取り扱わないこととしたとしても、同種類の事業を行う他の法人との均衡を失しないかどうかにより行います。

附帯事業の意義は、医療事業の性格によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうものであるが、それ以外に医療事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に役立てるためにその事業に伴って行われる事業も含めて差し支えない。

(3) 「あん分の基礎」

区分の困難な共通経費及び税務計算上調整される共通額をあん分するために全体の収入金額に占める社保等医療の収入の割合（収入あん分率）を求めてください。

※注 なお、この収入あん分率は、小数点以下第4位を切り捨てて、小数点以下第3位まで求めてください。（例 0.7256→0.725）

⑦ 「医療事業のみに共通なもの」

区分困難な、直接医療事業のみに共通する経費等を区分するためのあん分率となるものです。

⑧ 「事業等全般に共通なもの」

土地売却・譲渡損等を除いた、当期決算に係る区分困難な経費等を区分するためのあん分率となるものです。

なお、このあん分率算定に当たっては、資産の売却益等の収入金額及び経費等として前年度以前の決算において損金の額に算入したものの戻入等の下記の収入及びこれらに準ずる収入(前記(2)ア(ウ)⑦の収入金額)は、算定の基礎から除外されます。

- a 各種引当金及び準備金の益金算入額等経費の戻入に相当する収入(繰入額と相殺した額)
- b 従業員の福利厚生としての経費に充てるため従業員から徴収する収入
 - ・ 従業員の社宅・寮等の使用料収入及び食事代収入
 - ・ 従業員のために設けた保育施設の利用料金
- c 一度経費として支出した後、当該経費が過大であるため払い戻されたことによる収入
 - ・ 国税・地方税の還付金、充当金及び過誤納金(還付(充当)加算金は「その他一般」に含めます。)
- d 購入棚卸資産(医薬品等)に係る仕入れの割戻し(リベート)の額として収入に計上した収入金額
- e 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額
- f 償却資産の売却益(ただし、取得価額を超えた部分は、「その他一般」に含めます。)
- g 生命保険金・損害保険金のうち、事故当事者や遺族へ支払った金額
- h 国・地方公共団体等からの各種補助金、助成金、補償金収入(ただし、業務の対価として支払われる委託料、協力金等は「その他一般」に含めます。)
- i 債務免除益

※注 あん分率の算定除外となる収入に相当する額が経費に計上されている場合は、当該収入相当額を経費から除外します。

また、消費税及び地方消費税について、税抜経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額より簡易課税制度を適用した場合の消費税の額が少ない場合には、その差額は益金に算入されますが、この場合の益金に算入した金額は、「その他一般」に含めます。

イ 医療原価等の明細書(医療第3表付表2)

経費を記載して、社保等医療とその他の医療等又はその他に区分のうえ記載してください。

(7) 「医療原価の明細」

薬品材料等の医療原価を計算のうえ記載してください。

(i) 「一般管理費の明細」

医療原価を除いた減価償却費、人件費、旅費、交通費、交際費等の営業経費を計算のうえ記載してください。

⑦ 「減価償却費」

a 「医療事業直接減価償却費」

医療器具等の医療事業のみに供される償却資産の減価償却費を計算のうえ記載してください。

b 「共通減価償却費」

上記a「医療事業直接減価償却費」以外の建物等事業全般に共通な償却資産の減価償却

費を計算のうえ記載してください。

④ 「その他の一般管理費」

上記③の「減価償却費」を除いた人件費等の一般管理費をいいます。

a 「医療事業直接一般管理費」

試験研究費及び医師、看護師、薬剤師等医療事業のみに従事するものの給与手当、退職給与金等、医療事業のみに専属するその他の一般管理費を計算のうえ記載してください。

b 「共通一般管理費」

上記a「医療事業直接一般管理費」以外の通信運搬費、交際費等の事業全般に共通な一般管理費を計算のうえ記載してください。

※注 法人事業税・地方法人特別税は、社保等医療の経費にはならないものです。

(ウ) 「営業外費用の明細」

ア 「社保等医療以外の営業外費用」

土地売却・譲渡損等、社保等医療と関係のない営業外費用を記載してください。

イ 「共通営業外費用」

支払利息、諸引当金・準備金等、上記ア「社保等医療以外の営業外費用」及び「査定損」以外の事業全般に共通な営業外費用を計算のうえ記載してください。

諸引当金、準備金については、戻入額と相殺した残額を記載してください。

ウ 「社保等医療直接」

査定損を記載してください。

査定損金額は、「収入金額の明細書」（医療第3表付表1）社保等医療の「査定損益金額」で減算してください。

ウ 損益区分書（医療第3表）

当該決算に係る損益計算書を、医療第3表の各付表で計算したものにより区分調整した額を記載してください。

エ 課税所得金額計算書（医療第2表）

この表によって、課税所得金額を計算のうえ記載してください。

(7) 区分欄1「医療法人等所得金額」

損益区分書（医療第3表）の⑧「当期利益、欠損金」欄の①、②、③の金額をそれぞれD、E、F欄に記載してください。

(1) 区分欄2から35まで

法人税申告書の別表四（所得の金額の計算に関する明細書）から転記して、社保等医療とその他の医療等、その他に区分して記載してください。

(ウ) 区分欄36以下

⑦ 「繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額」

欠損金額等の控除明細書（地方税法施行規則第6号様式別表9）又は災害損失金の控除明細

書（同規則第6号様式別表10）の各「当期控除額」の「計」欄の金額を記載してください。

④ 「債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額」

法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人が、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金額等の控除明細書（地方税法施行規則第6号様式別表11）⑩欄の金額を記載してください。

⑤ 「課税所得金額」のⅠ

医療法人等の法人事業税の課税標準額になります。

このⅠの額を、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書（地方税法施行規則第6号様式）の③「所得金額総額」欄に転記してください。

なお、この場合、法人県民税・事業税・地方法人特別税の申告書の⑥から⑩欄までの記載及び所得金額に関する計算書の提出は必要ありません。

【別紙1】

収入金額の明細書（医療第3表付表1）の記載に係る取扱い

※記載されていない収入科目の収入金額については、この一覧表に準じて計上してください。

収入科目	社会保険診療分の医療収入金額	その他の医療等に係る収入金額	その他の収入金額	
			その他一般	あん分率算定除外分
社会保険診療に係る収入	○			
介護保険収入	○（注1） ※別紙2参照		○（注1） ※別紙2参照	
生活保護法に規定する介護扶助に係る収入	○（注1）		○（注1）	
労働者災害補償保険法等収入		○		
自費診療収入		○		
健康診断・予防注射等・受託医療収入		○		
特別室等の差額収入		○		
付添人食事代収入		○		
診断書等諸証明書収入		○		
受託技工・検査料等収入		○		
嘱託収入		○		
寝具使用料収入		○		
利子・配当等収入			○	
電気・ガス等使用料収入			○	
生産品等販売収入			○	
不用品売却収入			○	
各種引当金及び準備金の益金算入額				○
社宅・寮等使用料収入			○ (役員貸与分)	○ (従業員使用分)
従業員食事代収入			○ (役員に係る分)	○ (従業員に係る分)
従業員のために設けられた保育施設利用料			○ (役員に係る分)	○ (従業員に係る分)

収入科目	社会保険診療分の医療収入金額	その他の医療等に 係る収入金額	その他の収入金額	
			その他一般	あん分率 算定除外分
国税・地方税の還付金、 充当金及び過誤納金				○
還付（充当）加算金			○	
仕入割戻額				○
償却資産売却益			○ (取得価格を 超える部分)	○
医療保健業の業務の対価 として支払われる委託 料、協力金等			○	
国等からの各種補助金、 助成金、補償金収入				○
債務免除益				○
現金過不足				○
生命保険金・損害保険金			○	○（注2） (支払相当額と相 殺されたもの)
保険解約・満期戻戻金			○ (運用益部分)	○
保険等の配当金			○	
前期損益修正益				○ (損金減少部分)
土地譲渡益・有価証券譲 渡益等に係る収入				○

注1 介護保険収入及び生活保護法に規定する介護扶助に係る収入のうち、社会保険診療収入に含まれるものは次のものに限られ、それ以外は「その他一般」に区分してください。

（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護保健施設サービス及び指定介護療養施設サービス）

注2 支払相当額と相殺されたものとは、損害保険又は生命保険の保険金のうち事故当事者等又は当該親族等に支払った金額をいいます。

【別紙2】

参考：介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分

	サービスの種類		計上区分	
			社会保険診療分の医療収入金額	その他一般
指定居宅サービス	訪問	訪問介護 介護予防訪問介護 (ホームヘルプ)		○
		訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護		○
		訪問看護 介護予防訪問看護	○	
		訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	○	
		通所介護 介護予防通所介護 (デイサービス)		○
		通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	○(※注)	○(※注)
		福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与		○
	(ショートステイ)短期入所	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護		○
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護老人保健施設)	○(※注)	○(※注)
		短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 (介護療養型医療施設等)	○(※注)	○(※注)
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	○		
	特定施設入居者生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護		○	
指定居宅介護支援	居宅介護支援		○	
指定施設サービス等	介護福祉施設サービス (特別養護老人ホーム)		○	
	介護保健施設サービス (老人保健施設)	○(※注)	○(※注)	
	介護療養施設サービス (療養病床等)	○(※注)	○(※注)	
地域密着型サービス	グループホーム 小規模多機能型居宅介護他		○	

※注 全額自己負担となる居住費・食費(食材料費と調理費)・滞在費は「その他一般」に記載し、利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護サービス費」及び「特定入所者介護予防サービス費」についても「その他一般」に記載してください。